

市民参画・協働の項目について

7. 市民参画

(1) 市民参画の対象

【例1】～蕨市（パブリック・コメント制度に関する要綱）

- ・ 総合振興計画等市の基本的な政策を定める計画又は個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- ・ 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定
 - ア 市の基本的な制度を定める条例
 - イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例
 - ウ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関するものを除く。）
- ・ 市の基本的な方向を定める憲章、宣言の制定又は改廃
- ・ 実施機関が必要と認めるもの

適用除外

- ・ 実施機関が緊急を要すると認める場合
- ・ 実施機関が軽微な変更と認める場合
- ・ 実施機関に裁量の余地がないと認められる場合
- ・ 実施の手續が法令等により定められている場合

【例2】～宮代町（市民参加条例）

（市民参加の対象となる行政分野等）

- 第5条 市民参加の対象となる行政分野は、市民の生活に密接に関わる行政分野であって、市民の声を反映することが可能なものとします。
- 2 町は、前項に規定する行政分野の政策又は事業における企画、実施、評価及び検証の段階において市民参加を行うものとします。

(2) 市民参画の手續き

・ 審議会等会議の公開

市が設置する各種の審議会、懇談会等の会議を原則として公開する（ただし、法令または条例等により非公開とされているものや、個人情報に関する事項を含む場合などは除く）。公開は、会議の傍聴と会議録の公表によって行う。

◎公開している会議例

蕨市市民参画及び協働を推進する条例制定懇談会
蕨市経営戦略に係る計画策定懇談会
蕨市中央第一地区まちづくり整備計画策定懇談会 など

・ パブリック・コメント制度

市の基本的な計画や条例等を策定する過程でその案を公表し、広く市民の皆さんからの意見等を求め、その意見等を考慮して計画や条例案を決定するとともに、意見等に対する市の考え方について公表する一連の手續き。蕨市では、平成19年に要綱を定め制度化している。

◎パブリック・コメント実施例（22年度）

わらび地域力発揮プラン
改訂 第2次蕨市生涯学習推進計画
国民保護に関する蕨市計画
蕨市地域防災計画 など

・審議会等委員の公募

市が設置する各種の審議会、懇談会等の委員に公募委員の枠を設ける（ただし、法令等により委員の資格が定められているものや、専門的な知識や経験を必要とするもの、個人情報に関する事項を取り扱うものなどは除く）。

◎委員公募を行った会議例（23年度）

蕨市市民参画及び協働を推進する条例制定懇談会

蕨市高齢者福祉計画等策定懇談会

蕨市障害福祉計画策定懇談会

など

※このほかに想定される制度や手続き

・市民意識調査

市民のまちづくりに対する意見や要望、満足度などを把握し、市民と行政が一体となったまちづくりを推進していくための基礎資料として、毎年、市内在住の20歳以上の男女から、1,000人を無作為抽出し、アンケート調査を実施している。

◎実施結果（22年度）

回答者数 382人 （回収率38.2%）

・タウンミーティング

これからの蕨のまちづくり等をテーマに、市民の皆さんと市長が直接語り合う場として、平成20年度より実施している。

◎実施結果（22年度）

市内5地区の各公民館で実施（4月10～18日）

テーマ「平成22年度の施策・予算について」

計5回の開催で出席者数は289人

※なお、平成23年度の開催は別紙チラシのとおり

・住民投票

個々の政策等に関する是非または選択肢について、その地域の住民が投票により直接自らの意思を表明することのできる制度。

・市民提案制度

上記の各種手続きは、市側が提供する機会の中で、市民が意見等を表明するものであるが、市民が自主的に意見等を提案する制度を設けることも考えられる。

8. 協働

(1) 協働の対象

【例】～鶴ヶ島市（市民協働推進条例）

- ・市は、市民、市民活動団体及び事業者に対し、それぞれの専門性、地域の特性等を生かせる分野において、公開性及び透明性を確保し、市の行う業務への参入の機会の提供に努めるものとします。

(2) 協働の手続き（方法）

・参入機会の提供

※具体的に想定される制度や手続き

・協働事業提案制度

現在、市が行っている事業や、市民が新たに行う公益的な事業などについて、広く市民活動団体等から事業提案をしてもらい、市との適切な役割分担のもと提案した団体等が事業を実施していく制度。

【わらび地域力発揮プラン推進項目】

・市民活動団体への支援

※具体的に想定される制度や手続き

・市民活動基金の設置

さまざまな市民活動を支援するための財源として、市民活動基金を設置する。【わらび地域力発揮プラン推進項目】

・「わらびネットワークステーション」の活用

平成23年6月に蕨駅西口の公共公益施設「くるる」内にオープンした施設。市民活動を支援する団体とし設立された「わらび市民ネットワーク」と市が協働で運営し、市民活動の情報の収集・発信をはじめ、活動のネットワーク化、活動を支える人材や団体の育成、活動に関する相談の受付など行っている。【わらび地域力発揮プラン推進項目】